

いじめ防止等のための基本的な方針

長野県白馬高等学校

I いじめ防止対策の基本的方針

1 基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の人格を傷つけ、その心身に深刻な影響を及ぼす、決して許されない行為である。

本校は、学校がすべての生徒にとって安心・安全な居場所となるよう、教職員が生徒一人ひとりに寄り添い、その興味・関心や特性の理解に努めるとともに、教育活動全体を通じて「いじめは絶対に許さない」という意識を高め、互いに認め合い尊重し合える人間関係の構築に向けて最大限の努力を行う。また、保護者や地域、関係機関との連携により、学校全体としていじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

○「いじめを生まない土壌づくり」三つの視点

- (1) 生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、豊かな情操や道徳心を育て、互いの人格を尊重し合う態度と心の通う人間関係を構築する能力を高める。
- (2) 学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習できる学習環境づくりを心がける。
- (3) いじめを行う背景にも着目し、ストレスに適切に対処する力を育むとともに、自己有用感・自己肯定感を得られる集団づくりを進める。

○いじめ未然防止に向けて

(1) 早期発見

いじめは、その兆候に早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。教職員が連携して「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の様子に目を配るとともに、日常的なコミュニケーションを通じて生徒との絆を深め、些細なことでも気軽に相談ができる関係づくりに取り組む。

いじめは周囲には分かりにくい形で行われやすいことを認識し、ささいな兆候でも軽視せず、早い段階から適切に関わる必要がある。一人だけで判断せず、「報告・連絡・相談」により複数の目で判断することも重要である。

また、いじめの早期発見のためには、定期的なアンケート調査や教育相談、電話相談窓口の周知などにより、生徒がいじめを訴えやすい状況を整え、地域や家庭と連携

して生徒を見守る体制づくりが大切である。

(2) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為の発見・情報入手の場合は、必ず速やかに組織で対応する。また、このような場合の対応について、平素から職員の共通理解を深め体制の整備を図る。

いじめが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめたとされる生徒に対しても事情を確認し適切に対応する。

また、家庭や教育委員会への報告・連絡・相談を行うとともに、事案に応じて関係機関との連携を図る。

(3) 家庭や地域、関係機関との連携

いじめ防止のためには、社会全体で生徒を見守り、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが必要である。

日頃から生徒に多くの地域住民が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあり、学校内外で生徒と地域住民が接する取組を大切にしていきたい。

また、いじめ問題への対応には関係機関との連携が必要であり、平素から情報の共有を図っていく。

2 いじめ問題の理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（H25「いじめ防止対策推進法」）

(2) いじめの基本認識

① 「いじめは人として絶対許されない」

⇒人権や生命に関わる重大な問題である。

② 「いじめはどの生徒にも、どの教室にも起こりえる」

⇒だれもが被害者にも加害者にもなり得る。

③ 「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」

⇒いじめられたとする生徒の心理面を重視する。

※いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用しておこなう。

(3) いじめの形態

①物理的いじめ

- 暴力 : 叩く、蹴る、ぶつかる、転ばせるなど(遊ぶふりの場合も含む)
- たかり : 金品の強要、おごりの強要、使い走りや危険行為の強要など
- 嫌がらせ : 持ち物を隠す・壊す・捨てる、落書きなど

②心理的いじめ

- 言葉 : 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嘘や悪い噂を流すなど
- 仲間外し : 複数で無視する・避けるなど
- 嫌がらせ : 睨む、ネットやメール等による誹謗中傷・画像流出など

※いじめの中には、犯罪として取り扱われるべきもの、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるものがあり、これらについては教育的な配慮や被害者の意向への配慮を行ったうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携して対応する。

(4) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた生徒の立場に立ち、いじめ問題等対策委員会を中心に複数の教員で行う。

いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごととも軽視せず、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

《以下の点に配慮する。》

- ・ 本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察し、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- ・ 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対し適切に指導する。
- ・ 行為を行った生徒に悪意はなかった場合、そのことを十分加味し対応する。いじめという言葉を使わない指導も必要である。
- ・ いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、問題解決に困難を生じることがある。その点で、問題発生当初における加害者被害者双方からの事実確認が極めて重要となる。

(5) いじめの背景と生徒の気持ち

いじめ問題を理解するためには、生徒を取巻く状況を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取ることが大切である。

ア いじめの背景

- ・ 地域社会においては、直接的な人間関係が薄れ地域の活動に参加する機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。
- ・ 家庭においては、心のふれあいの時間が減少し、基本的な生活習慣など躰が十分になされていないため、相手を思いやる気持ちや「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。

- ・学校においては、生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。
- ・生徒は生活経験から「いじめは簡単には解決されない、解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまう。

イ いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。また、意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

いじめの多くが同じ学級の生徒同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが欠かせない。

ウ いじめる生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の児童生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、①過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする、②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

Ⅱ いじめの防止等のための取り組み

1 いじめ問題等対策委員会の位置づけ

(1) 構成

- ・特別支援教育コーディネーター(1) ・生徒指導主任(1) ・各学年主任(3)
- ・養護教諭(1) ・教頭(1)

(2) 役割

○学校のいじめ防止対策の計画立案と評価

- ・学校の基本方針に基づく取組の計画的な実施をし、取組状況を確認する。
- ・取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
- ・学校生活アンケートを各学期の初めに行い、取組の見直しを行う。

○学校のいじめ防止等の情報の家庭や地域への発信

- ・学校基本方針の家庭や地域への発信を行う。
- ・取組の状況や成果、「評価アンケート」などについても情報発信する。

○いじめの早期発見、早期対応

- ・いじめに関する情報を集約し、必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・早期発見の情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。
- ・いじめを認知した場合、組織的な対応の方向性を決定する。

○いじめが起きたときの対応

- ・次項（3）参照

○教職員の意識啓発

- ・学校基本方針の全職員の共通理解を図る。
- ・いじめ問題に対する研修会を企画する。

2 いじめの未然防止・早期発見の取り組み

（1）いじめの未然防止の取り組み

学校教育全体を通し、いじめの起きにくい学校づくりを図る。

①授業の充実

- ・「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定の場面」をキーワードに授業を勧め、生徒が主体的にかかわり安心して自分の考えや意見を出せるようにする。
- ・三観点（ねらい・めりはり・見とどけ）を重視した「わかる授業」を展開し、学習内容の定着を心がける。
- ・グループ学習等学習形態を工夫し、学び合いの環境を整え、生徒が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。
- ・授業中のルールを明確にし、規律のある学習環境づくりを行い、すべての生徒が安心して学習できるようにする。
- ・わかる授業を展開するとともに、一人ひとりが活躍できる場づくりを進める。

②総合的な学習の時間、LHRの充実

- ・学校生活オリエンテーションを実施し生活の課題を明確にする。（4月）
- ・クラス内のコミュニケーションを活性化させる話し合いを計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようになる。
- ・クラスマッチや文化祭など、生徒が気持ちを一つにして取り組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。

③行事の充実

- ・生徒が挑戦することで自己肯定感や達成感・感動・人間関係の深化が得られる行事を計画し、生徒が主体的に取り組めるように支援する。
- ・地域と連携した行事、国際交流等を通して、多様な価値観を認め合ったり、自分に自信を持ったり、生き方にあこがれをもったりできるようにする。
- ・以下の諸行事を通じて体験的メニューの充実とコミュニケーション能力の向上を図る。

新入生対面式（4月） クラスマッチ（6月・9月） 文化祭（7月）

登山（7月：1学年） 強歩大会（10月） スキー教室（1月）

3年生を送る会（3月） 海外高校生（BST）との交流会

④「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知

- ・年度当初、プリントによるお知らせのほか、PTA総会等において「いじめは絶対に許さない」とする学校の姿勢やいじめ防止に関する考え方の周知を図る。
- ・生徒や保護者向けに情報モラル研修、人権教育研修等を行う。

⑤生徒会活動の充実

- ・生徒による自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動への支援を行う。(白馬・小谷両村内各種イベント及びボランティア参加等)
- ・主体的に参加し、よりよい学校生活にするために、生徒自身が発案し、協力して成し遂げるよろこびを体得できるよう支援する。
- ・生徒が、自分たちの問題として、いじめの未然防止や問題解決に取り組めるように、自発的・自治的活動を促す。

⑥職員の資質の向上

- ・いじめの未然防止や情報モラルに関する校内研修会を、職員会の冒頭の時間帯を使い各学期複数回行う。
- ・授業の規律を定めるとともに、生徒の思いや考えを受容し、安心して学習できる学校づくりを図る。
- ・職員自身の人権感覚の向上を図る。
- ・職員相互の授業公開を進め、人権の視点からも授業を振り返る。

(2) いじめの早期発見の取り組み

①日常活動における早期発見

- ・教職員が生徒と過ごす時間を確保し、生徒の表情を観察し声がけを行う。
- ・生徒の気持ちの変化を把握し、心に寄り添うように指導する。また、保護者の意識や考え方を把握する。
- ・生徒が日頃の悩みや相談を直接伝えられる機会を設ける。(定期的なアンケート実施、面談週間等)

②相談体制の充実

- ・生徒相談室には支援係が常駐し、随時生徒や保護者の相談に応じる。
- ・支援係は定期通信を発行し、相談窓口の周知と心身調整に関する啓発を行う。
- ・スクールカウンセラーによる相談週間や相談日を位置づけ周知する。
- ・いじめの可能性について情報を得た場合は、特定の職員が一人で抱え込むことなく、いじめ問題等対策委員会が情報を把握し、生徒指導係が中心となり適切に対応を進める。

③アンケート調査、その他

- ・いじめ問題等対策委員会が作成したアンケートを、各学期に一回実施する。
- ・上記のアンケート以外にも、必要に応じてアンケートや個別の聞き取りを実施し学校の状況を把握する。
- ・年度当初および年度の途中で「アセス」等を実施し、学級や家庭における適応

傾向を見る。必要に応じて、担任による面談を行う。

- ・家庭に対してアンケートやチェックリストを活用するなどして早期発見のための協力を得る。
- ・学校のいじめ問題に対する取り組みに関して、学校運営協議会に報告し評価を求め、その結果を次年度の活動計画に反映させる。また、評価の結果は地域に公表する。

(3) いじめが起きた時の対応

○いじめ事案が発生した場合は、以下の点に留意しフローチャートに基づき対応する。

＜いじめ発見、通報を受けたときの対応＞

いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、一人で判断したり、抱え込んだりせず、必ず誰かに相談する。そして、情報を速やかにいじめ問題等対策委員会に集約する。

◎「抱え込み」は許されない ←「いじめ防止対策推進法」23 条が根拠

＜全体像の把握（事実確認）＞

- ・いじめ問題等対策委員会が指導体制を決定する。
- ・関係職員を含む「いじめの防止等の対策のための組織」の職員が分担して速やかに生徒から、事実と気持ちを正確に聞き取る。
- ・事実関係が明らかになったら迅速に保護者に事実関係を伝え、連携して必要な支援・指導を行う。

＜いじめられた生徒又は保護者への支援＞

- ・「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、「必ず守り通す」ことを伝え、うえで気持ちに寄り添った親身な支援をする。
- ・安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境を整える。

（一時的な保健室や相談室での学習、いじめた生徒を別室で指導や出席停止制度活用の検討）

＜いじめた生徒への指導と保護者への助言＞

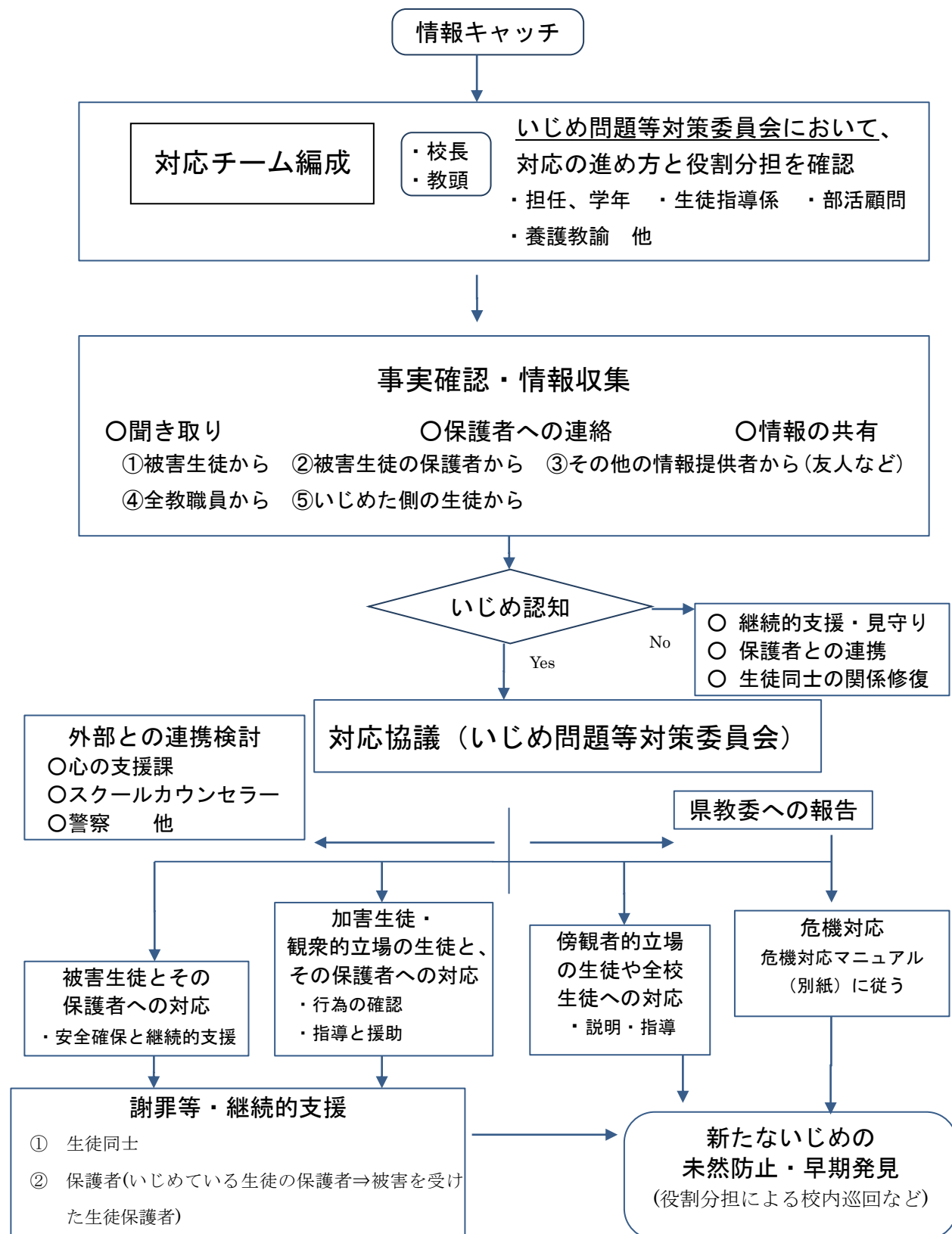
- ・いじめを完全にやめさせたうえで、「いじめは許されない」という毅然とした態度で指導する。
- ・問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返り、心に落ちるよう指導する。
- ・いじめた生徒の背景にも目を向け、健全な人格の成長を促す。

＜いじめが起きた集団への指導＞

- ・いじめを見ていた（知っていた）生徒には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
- ・はやし立てたりして同調していた生徒には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
- ・集団全体が「いじめをなくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

<いじめ対応フローチャート>

- 未然防止 ① 教職員の危機意識を高め、気になることをすぐ伝え合える雰囲気づくり
 ② 「いじめは、絶対にゆるさない」→ 被害者を守り抜くことを宣言
 早期発見 ③ いじめの理解と抑止に結びつくアンケートを定期的の実施



○インターネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめが生徒や保護者からの相談により発見された場合は、生徒へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐため以下の点に留意しフローチャートに基づき対応する。

- ・生徒の情報端末機器所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するよう努めることとする。
- ・未然防止の観点から生徒に対し情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対しても講演会による啓発を行う。(年度当初に実施)
- ・日頃から生徒間の情報に注意するとともに、県教育委員会のネットパトロールを利用して、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

<ネット上のいじめには次のようなものがある。>

掲示板・ブログ・SNSでのいじめ

- ・掲示板等への誹謗・中傷の書き込み
- ・電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載
- ・「なりすまし」

メール・LINEでのいじめ

- ・誹謗中傷のメールを繰り返し送信
- ・「なりすまし」による誹謗・中傷
- ・グループ内での仲間はずし、悪口や不適切な画像を送信

<ネット上でのいじめの特徴としては、次の点をあげることができる。>

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、生徒が利用している無料通話メールアプリ、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

<ネットいじめ対応フローチャート>

未然防止… クラス・学年・全校単位での、ネット利用のマナー講座等による啓発、指導

情報キャッチ

対応チーム編成

・校長
・教頭

いじめ問題等対策委員会において、
対応の進め方と役割分担を確認

・担任、学年 ・生徒指導係 ・部活顧問
・養護教諭 ・相談係 他

[証拠の保全・事実確認と実態把握]

○ 被害生徒とその保護者の了解のもと、以下について確認

①証拠の保全

(掲示板のアドレス(URL)を記録、書き込みをプリントアウト、携帯電話の場合はデジタルカメラで撮影など)

②発見までの経緯

③ 投稿者の心当たり

④ 他の生徒の認知状況

[対応協議]

○被害生徒と保護者の心情に配慮した対応が基本
○外部との連携検討(心の支援課・警察・SC等)

県教委への報告

加害生徒の特定

No

○削除依頼の必要性検討

※ 依頼は被害生徒本人がするのが原則
※ 学校や県教委からでもできる場合あり

Yes

加害生徒とその保護者への対応
○投稿を削除させる
○人権と犯罪の両面からの指導

削除の確認

No

警察や相談センター等に相談

Yes

被害生徒とその保護者への対応
○心のケア

継続的支援

○心のケア
○関係の修復

全校生徒への対応

○全校集会・学年集会・学級指導
○再発防止の観点重視

相談窓口

○長野県警生活安全部生活環境課
サイバー犯罪対策室 026-233-0110

○違法・有害情報相談センター
(<http://www.ihaho.jp/>)

○地方法務局「子どもの人権110番」
0120-007-110

○心の支援課
026-235-7436

○関係機関と連携した取り組み

- ・年度当初、いじめ問題等対策委員会代表者が、警察や児童相談所と窓口交換をする。
- ・アンケートの結果をもとにして、必要な場合は外部との連絡会を行う。
- ・生徒が地元の行事に参加し、地域住民と接する機会を設ける。また、授業を地域住民に公開し、客観的な視点で生徒の様子を見て気になった点があれば知らせてもらう。

(4) 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

①重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」28条）

- ・いじめにより在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（1号重大事態）
 - ・いじめにより在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（2号重大事態）
- ※「いじめにより」とは、上記の生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、「児童生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。
- ※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

②報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野県教育委員会に報告する

③初期対応

「学校危機対応マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・速やかにいじめ問題等対策委員会を中核とした「危機対応チーム」を立ち上げる。
- ・関係児童生徒保護者へ迅速に連絡する。
- ・関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。
- ・事実関係を明確にするための調査を行う。

④調査委員会の設置

- ・速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は県教育委員会が調査委員会を設置する。
- ・「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。

- ・調査の母体は、いじめ問題等対策委員会とし、事態の性質に応じて専門家を加える。その際、県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。
- ・組織の構成にあたっては、公平性、中立性、客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。

※（長野県教育委員会「いじめを背景とする重大事件・事故発生時の対応と『調査委員会』の設置について」参照）

⑤調査の実施

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア いじめられた生徒からの聞き取り

- ・いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聞き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- ・いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

イ 生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

ウ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

エ 調査結果の提供及び報告

＜いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供＞

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報

を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

＜情報提供にあたっては、次の点に留意する。＞

- ・いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

＜調査結果の報告にあたっては、次の点に留意する。＞

- ・調査結果については、県教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

オ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(5) いじめ防止等の取り組みの年間計画

		未然防止	早期発見	啓発行事	その他
1 学 期	4 月	・ 学校生活リエンテーション (1 年) ・ 学年目標決定 (2, 3 年)	・ アセス実習 (各学年)	・ 新入生対面式 ・ ネットモラル講話 (1 年、保護者) ・ 応援練習	・ いじめ問題等対策委員会 ⇒年間計画立案 ・ 学校評価観点作成 ・ 注意を要する生徒一覧作成
	5 月	・ 保護者への周知 (PTA総会)	・ 面談週間	・ クラスマッチボランティア活動等を通じた人間関係づくり	
	6 月				
	7 月	・ 保護者への周知、情報収集 (寮地区PTA) ・ 終業式「夏季休業中の生活心得」	・ 三者懇談会	・ 文化祭、性教育講話 (1 年)、学年登山(1 年、有志)等を通じた人間関係づくり	【学校生活(いじめ調査)アンケート①】 → 集計, 共有, 対応
2 学 期	8 月				
	9 月	・ 保護者への周知、情報収集(地区PTA)	アセス実施	・ 人権学習	校内研修
	10 月		職員会における情報共有	・ 就労体験(1 年)、研修旅行(2 年)、強歩大会等を通じた人間関係づくり	
	11 月				【学校生活(いじめ調査)アンケート②】 → 集計, 共有, 対応
	12 月	・ 終業式「年末年始休業中の生活心得」	・ 三者懇談会		
3 学 期	1 月			・ スキー教室、国際交流等を通じた人間関係づくり	
	2 月				
	3 月	・ 終業式		・ 卒業生を送る会を通じた人間関係づくり	【生徒・保護者学校評価】 → まとめ, 次年度計画作成